

豊川市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者の社会活動への参加を促進するために実施する豊川市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業(身体障害者が就労等に伴い取得した普通自動車免許(道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に定める普通自動車免許をいう。以下「免許」という。)を取得するための技能を修得するために要した費用の一部を助成する事業をいう。以下「事業」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象とする者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 免許を取得した日に手帳の交付を受けている者であること。
- (2) 免許を取得した日から事業の申請をする日までの間住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により豊川市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 就労、通院、通学その他社会活動を行うために免許を取得した者であること。
- (4) 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所(以下「教習所」という。)において、技能を習得し、免許を取得した者であること。
- (5) この要綱の規定に基づき助成金の交付を受けた者でないこと。

(助成額)

第3条 助成金の額は、免許を取得するための技能を修得するために要した費用(教習所に支払った額をいう。)の3分の2の額(当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、当該額が10万円を超えるときは10万円とする。)とし、予算の範囲内において助成するものとする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、免許を取得した日(災害その他特別の事情があると社会福祉事務所長が認める場合にあっては、当該特別の事情が終わった日)から起算して6箇月以内に、身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類添付して、豊川市社会福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に申請しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 免許を取得するための技能を習得するために要した費用を証する書類
- (4) 災害その他特別の事情を証する書類(災害その他特別の事情により免許を所得した日から6箇月以内に申請書を提出できなかった者に限る。)

(審査及び決定)

第5条 社会福祉事務所長は、前条の申請があった場合は、申請書の記載事項及びその他の事項について、速やかに審査し、助成の可否を決定し、当該申請をした者に身体障害者自動車運転免許取得費助成決定通知書(様式第2号)又は身体障害者自動車運転免許取得費助成却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(請求及び支給)

第6条 前条の規定による助成費の支給決定を受けた者は、身体障害者自動車運転免許取得費

- 助成請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、支給すべき助成額を当該請求があつた日から起算して30日以内に当該請求をした者に支給するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額の全部又はその一部を返還させるものとする。

(台帳の整備)

第8条 福祉事務所長は、運転免許取得費助成状況を明確にするため、身体障害者自動車運転免許取得費助成台帳(様式第5号)を整備するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。